令和9年度
八郎潟たいようこども園入園のご案内



１．入園申込書配付期間及び配付場所について

＜配　付　期　間＞　令和８年１１月２日（月）～

＜配　付　場　所＞　八郎潟町役場健康福祉課⑦

八郎潟たいようこども園

２．入園希望者の受付について

＜受　付　期　日＞　１２月１５日（火）まで

＜受　付　時　間＞　午前８時３０分～午後５時００分

＜受　付　場　所＞　八郎潟町役場健康福祉課⑦

八郎潟たいようこども園

※受付期間中の土日祝日も、八郎潟町役場にて受付いたします。

土日祝日は午前９時～午後２時３０分まで

３．教育・保育給付認定区分について

こども園の利用には、１号・２号・３号いずれかの教育・保育給付認定が必要です。教育・保育給付認定とは、小学校入学前の子どもを持つ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けられるように、保育を必要とする事由等の基準に基づき町が認定を行うものです。教育・保育給付認定の区分によって、こども園を利用できる時間などが異なります。

認定区分	１号認定	２号認定	３号認定
対象児童	満３歳以上で 教育を希望	満３歳以上で 保育が必要な場合	満３歳未満で 保育が必要な場合
利用できる時間	9:00～14:00 （※1）	(標準時間認定)7:00～18:00 の間で最大 11 時間(※2)	
		(短時間認定)8:00～16:00 の間で最大 8 時間(※3)	
休園日	土・日・祝・長期休業 （夏期・冬期・春期）	日・祝・年末年始	

（※１）平日１４：００～１６：００と長期休業時は、預かり保育（別途料金が発生）も利用可能です。開始時間については便宜上２号認定の利用時間に合わせ、８：００から利用可能としています。

（※２）平日１８：００～１９：００は、延長保育（別途料金が発生）も利用可能です。

（※３）平日１６：００～１９：００は、延長保育（別途料金が発生）も利用可能です。

４．申込みに必要な書類について

【１号認定利用の申込み】

□施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書

□すこやか子育て支援事業助成申請書（保育料、副食費助成申請書）

【２号認定利用または３号認定利用の申込み】

□施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書

□すこやか子育て支援事業助成申請書（保育料、副食費助成申請書）

□保育の必要性を証明する書類（※下記の表で該当するもの）

＜保育の必要性を証明する書類について＞

保育の必要性の証明のため、下記の表に該当する関係書類を添付してください。

保育の必要性の事由	提出及び添付が必要な書類
①就労(自営・内職含む)	就労証明書（同居家族で就労している方全員分）
②妊娠・出産	母子手帳の写し※表紙、出産予定日の記載ページ
③疾病・障がい	医師の診断書、障害手帳の写し等
④介護等	障害者手帳・介護保険証の写し、医師の診断書等
⑤災害復旧	被災状況と復旧計画がわかるもの(任意様式)
⑥求職活動	ハローワークの登録証の写し等状況がわかるもの
⑦就学	在学証明書、学生証等
⑧虐待やＤＶのおそれがあること	状況がわかるもの(任意様式)
⑨育児休業	就労証明書
⑩その他上記に類する事由	状況がわかるもの(任意様式)

・特別な事情が無い限り、「集団生活を体験させたい」、「下の子どもに手がかかる」という理由では、保育の必要性に該当しません。

・「就労」により保育を必要とする場合には、月４８時間以上の就労時間が必要です。

・「求職活動」により保育を必要とする場合、原則３ヶ月間の利用となります。

・育児休業明け就労の場合、就労前の２週間程度、「慣らし保育」を利用出来ます。

５．その他

（１）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書　兼　入園申込書は、こども園の利用資格を判断する大事なものですので、記入の仕方を参考に正確に記入してください。

（２）保育料は、経済の変動に合わせて改正されますので、町保育料も改正する場合があります。（現在は一律無償としています。）

（３）保育料は、八郎潟たいようこども園への支払となります。園の指定する方法にてお支払いください。（現在は一律無償としています。）

（４）受付期間内に就労証明等の書類が整わない場合、いつまでに提出できるか申請書の余白に鉛筆書きをしてください。



【問い合わせ先】

八郎潟町役場　健康福祉課　こども園担当

TEL　０１８－８７５－５８０８